

昆虫を活用した魅力発信業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和8年5月
福島県田村市

1 目的

この要領に定める公募型プロポーザルは、昆虫を活用した魅力発信業務（以下「本業務」という。）を委託するに際し、優れた提案力・専門性および豊富な実績を有する事業者を広く募集し、最も適した契約の相手方となる候補者（以下「受託候補者」という。）を選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

昆虫を活用した魅力発信業務委託

(2) 業務内容

別紙「昆虫を活用した魅力発信業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年10月30日まで

(4) 契約上限額

2,687,850円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※上記金額は、見積徴取に係る予定価格を示すものではない。

※契約上限額を超える提案は受け付けない。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。また、参加表明書の受付から契約締結までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 令和7・8年度田村市入札参加資格者名簿に登録されている者または契約締結時までに資格を得る見込みがある者とし、公告の日から契約締結の日までの間に、田村市建設工事等入札参加資格制限措置要綱（令和5年田村市告示第49号）による指名の停止を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 日本国内に事業所を有する法人であり、国税（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）を滞納していない者であること。
- (4) 田村市暴力団排除条例（平成24年田村市条例第3号）第2条第1号、第2号及び第3号に掲げる者でないこと。
- (5) 公告の日から契約締結の日までの間に、福島県から委託業務等契約に係る指名停止の措置等を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第22号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がない者であること。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者

であること。

(8) 本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者であること。

4 実施要領等の入手方法

実施要領等については、市のホームページからダウンロードして入手すること。

なお、観光交流課の窓口及び郵送等での配付は行わない。

5 質問書の提出

(1) 提出期限

令和8年6月3日（水）午後5時（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式1）に質問内容を簡潔に記載し、電子メールで提出すること。

その際、電子メールの件名の先頭に【昆虫を活用した魅力発信業務】と記載すること。

なお、電子メールによる提出後には、必ず電話等で受信確認を行うこと。

(3) 提出先

田村市産業部観光交流課

電 話 0247-81-2136

電子メール kanko@city.tamura.lg.jp

(4) 質問に対する回答

随時、電子メールで質問者に回答することとし、市ホームページに掲載する。

6 参加表明書等の提出

(1) 提出期限

令和8年6月5日（金）午後5時（必着）

(2) 提出方法

持参または郵送とし、郵送の場合は簡易書留等の配達記録が残る方法とすること。な

お、持参する場合は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとすること。

(3) 提出先

田村市産業部観光交流課

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

(4) 提出書類

(ア) 参加表明書（様式2） 1部

(イ) 参加資格要件確認書（様式3） 1部

(ウ) 企業実績調書（様式4） 1部

(エ) 国税（「法人税」と「消費税及地方消費税」）の納税証明書の写し 1部

(オ) 直近2年分の決算関係書類（貸借対照表及び損益計算書） 各1部

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年6月12日（金）午後3時（必着）

(2) 提出方法

持参または郵送とし、郵送の場合は簡易書留等の配達記録が残る方法とすること。なお、持参する場合は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前8時30分から午後3時までとすること。

(3) 提出先

田村市産業部観光交流課

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

(4) 提出書類

(ア) 企画提案書（様式5） 1部

(イ) 企画書（任意様式） 10部（正本1部、副本9部。副本は、提案者が特定されないよう提案者名、ロゴ等を表示しないこと）

(ウ) 見積書（任意様式） 2部（正本1部、副本1部）

※見積書は、仕様書に基づく積算内訳を記載すること。

(5) 企画書の内容

企画書は、目的や仕様書を踏まえ、下記の項目に沿って記載すること。

No.	項目	内容
1	企画構成	・本市をイメージできる昆虫（カブトムシ等）灯籠の制作 ・東京都心における魅力発信イベント実施
2	誘客の工夫	・本市への誘客に向けた工夫
3	効果検証	・効果検証の内容（風評払拭、誘客）
4	実施体制・運営管理	・業務実施体制、運営管理方法、スケジュール

(6) 企画書作成に係る留意事項

(ア) 記載するフォントの大きさは、原則11ポイント以上とする。

(イ) A4版、20ページ以内（片面印刷とする）で作成すること。

(7) その他

(ア) 企画は1社1提案とすること。

(イ) 電送、CD-ROM等、電子媒体による提出は受け付けない。

(ウ) 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは、特段の事情がない限り認めない。

(エ) 参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式6）を提出すること。

8 審査及び結果の通知

(1) 審査方法

(ア) 企画提案書及びプレゼンテーションの内容をもとに、昆虫を活用した魅力発信業

務委託審査委員会が審査し、受託候補者を選定する。

- (イ) プレゼンテーションは1社30分以内（提案の説明20分、質疑応答10分）とする。

※プロジェクターを使用する場合は企画書提出時に申し出ること。

プロジェクターは事務局で準備するが、パソコン等は提案者が持参すること。

- (ウ) 審査は、評価項目を審査委員が審査し、最も評価点の高い提案者を本業務の受託候補者とする。なお、同点が2社以上となった場合は、参考見積額の低い方を優先交渉権者として選定する。

(2) 審査実施日及び会場

- (ア) 実施日時 **令和8年6月中旬** ※詳細は後日通知

- (イ) 会場 田村市役所 ※詳細は後日通知

(3) 審査基準

審査における評価項目、評価事項、配点は、下記のとおりとする。

評価項目	評価事項	配点
① 企画構成	・本市をイメージできる昆虫（カブトムシ等）灯籠の制作企画となっているか。	10点
	・東京都心においての魅力発信イベント実施企画となっているか。	10点
② 誘客の工夫	・本市への誘客となるよう工夫されているか。	10点
③ 効果検証	・効果検証の内容（風評払拭、誘客）は適切か。	5点
④ 実施体制・運営管理	・業務実施体制、運営管理、スケジュールは適切か。	5点
⑤ 実績	・本業務と類似業務の実績があるか。 ※企業実績調書（様式4）により1件あたり1点で評価を行う。（最大5件）	5点
⑥ 事業費	・5×最も安価な事業者の見積額/当該事業者の見積額 ※小数点以下第1位を四捨五入する。	5点

(4) 評価点数の集計方法

各委員の持ち点は均一とし、評価点の合計を参加事業者ごとに集計し、その合計点により順位を決定する。

(5) 受託候補者の選定方法

上記結果をもとに受託候補者を決定する。なお、最高得点者等が基準点（全委員の合計得点の平均が30点以上）を満たさなかった場合及び最高得点者等が評価項目で最低点があ

った場合において、受託候補者及び次点候補者としての選定を行うかについては委員会において協議を行う。

(6) 審査結果の通知

審査結果は書面で通知するとともに、市ホームページに公表する。

9 その他

(1) 契約

受託候補者を選定し決裁となった場合、改めて見積書を徴収し契約を行う。

(2) 費用負担

企画提案書の作成、提出、プレゼンテーションに要する費用は提案者の負担とする。

(3) 資料の使用

提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとする。また、提出された企画提案書等は返却しないものとする。

(4) その他

受託候補者決定後に契約対象となる業務内容は、企画提案書に記載された内容を基本とし、必要に応じて双方が協議して定めるものとする。

10 問合せ

田村市産業部観光交流課（担当：鈴木（美）、渡邊）

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

電 話 0247-81-2136

電子メール kanko@city.tamura.lg.jp

11 日程

項 目	日 程
公募開始（プロポーザル公告）	令和8年5月29日（金）
質問書の提出期限	令和8年6月3日（水）
参加表明書等の提出期限	令和8年6月5日（金）
企画提案書の提出期限	令和8年6月12日（金）
プレゼンテーション審査会	令和8年6月中旬
審査結果通知	令和8年6月中旬